

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第11-18号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（規則第11-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(勤務条件に関する措置の要求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が正副各1通を、関係書類、記録その他の必要な資料とともに、委員会に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(勤務条件に関する措置の要求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が <u>記名押印して</u> 正副各1通を、関係書類、記録その他の必要な資料とともに、委員会に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 3 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。